

監査と設計変更、会計検査、品確法

目次

1. 監査と設計変更
2. 会計検査対応
3. 改正 公共工事の品質確保の促進に関する法律

2014年7月18日

説明 会員 芦田 義則(建設, 総監)

設計変更の着眼点【監査必携より】

第3 工事監査等の着眼点

1. 技術的観点 2. 事務的観点 共通

(6)設計変更

設計変更の内容、時期は妥当か。また、手続は適正に行われているか。

設計変更されているか？

設計変更の規範は何か？

設計図書は適切に作成されているか？

積算は適切に実施されているか？

自治体の規範に照らして設計変更の内容、根拠・理由、時期は妥当か。
また、手続は適正に行われているか？

一般的な規範に照らして設計変更の内容、根拠・理由、時期は妥当か。
また、手続は適正に行われているか？

不適切 → どうすればよいかの提案など

設計変更と契約変更の定義

設計変更：契約変更を前提として、設計図書の内容を変更すること

契約変更：設計変更を伴う場合も伴わない場合もふくめ、
「契約の内容を変更すること」

設計変更の定義は色々(某県では)

設計変更とは、契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更することをいう。

設計変更 と 別途契約

設計変更がうまく行かない ～その内容は以下のようなこと？

- しくみの問題
 - ・設計変更の必要性を理解していない
 - ・設計変更の規範(ルール, やってよいこといけないこと)がない。
 - ・規範はあっても発注者も施工者も内容を知らない。
- 担当者の問題(変更をしようとししない発注者)
 - ・発注者が面倒なことを嫌がる。
 - ・発注者の担当者に前向きに設計変更をする動機が少ない。
- 受注者の姿勢； 利益や評価に係る動機はあるはずだが、
 - ・発注者との軋轢や印象悪化を嫌がる受注者
 - * 発注者に変革の動機ができない
- 設計変更がうまく行かない理由(受注者が言うままに変更する発注者)
 - ・承諾で設計変更している。 → ・悪意のある受注者に対して無防備
- しくみ、組織の意識から変える必要がある。

設計変更が適切に実施されるに至る流れ

設計変更の必要性を理解： 発注者のトップの姿勢



規範(ルール)：発注者が整える。

約款、条件明示など設計図書の作成方法



設計図書の作成： 適切に作成できる発注者



設計図書と実際の違いがある場合：

判断できる発注者(監督員、組織の資質向上)



変更指示：

手続きを行う発注者(積算契約担当者、組織の資質向上)

* 組織マネジメントの問題：

意思を持つ。規範(ルール)を整える。

運動を起こす。教育を施す。志気を高める。

@o^vアシダ

5

設計変更の適正化を後押しする改正品確法

改正品確法

○発注者の責務(第7条)

・第1項第5号

・設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

6

よくわかる公共土木工事の設計変更

はじめに

第1章 土木工事の特性と契約

- 土木工事の特性と契約変更
- 公共工事標準請負契約約款の主な条項
- 施工者アンケートから

第2章 設計図書と設計変更

- 土木工事のプロセスと関連規則等の概要
- 設計変更に関する規範

第3章 条件明示と設計変更の実際

- 条件明示に関する通知と事例
- 設計変更の事例

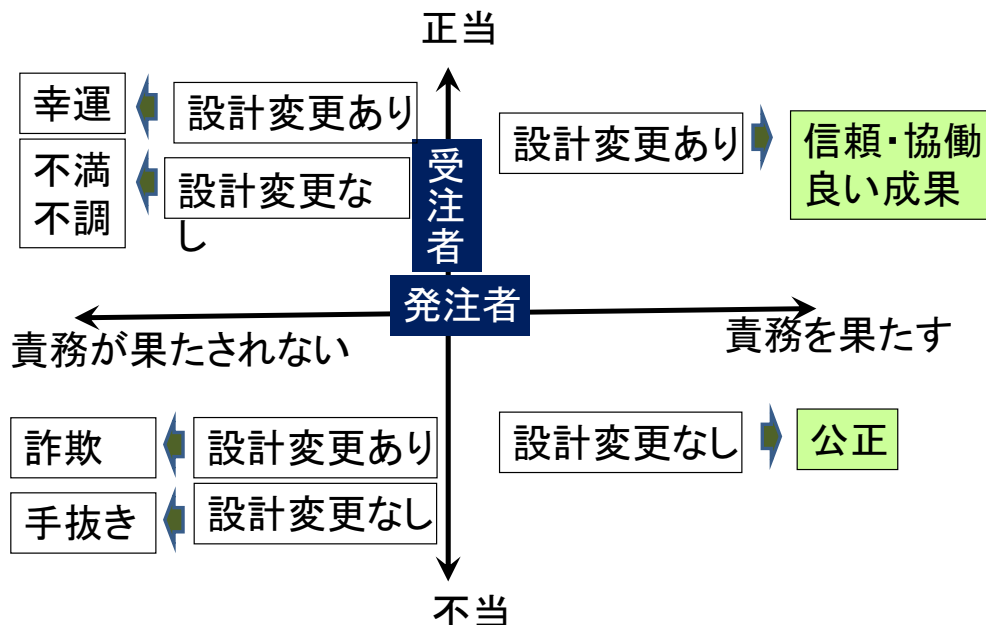
第4章 新たな取り組み

- 総価契約単価合意方式
- スライド条項
- 施工効率向上の取り組み



設計変更の必要性

- ・設計変更は発注者がその意思を持たないとできない。
- 設計変更をきちんとやることについて
 - ・正しく設計変更することが世のためになる。
 - ・トップの意識、指導が大事



設計・施工分離のリスク分担は？

p. I

●受注者にとっては、他の方式よりローリスク・ローリターン方式

- 設計と施工条件に係るリスクは ➡ 発注者の負担
 - 発注者はリスクがあると判っているから、
リスクの削減・移転・回避の策を講じる ➡ 受注者等の負担
- | | | |
|---------------|-------|------|
| 総合評価 | 監理技術者 | 履行保証 |
| 設計図書の照査 | 監督・検査 | 品質証明 |
| 設計者・施工者への瑕疵担保 | | 損失保険 |

●施工に係るリスクは ➡ 受注者の負担

●設計・施工分離型は、設計・施工条件を設計図書に明示し、設計図書の変更があれば**設計変更を適正に行うことは発注者の責務**である仕組み。
 ただし、
 ・実費精算する仕組みではない。
 ・設計変更を推奨もしていない。

設計変更の規範とは？

●標準契約約款 (国、自治体共通)

●設計図書作成の規範 (国、自治体各々)

●設計変更に伴う契約変更の取り扱いについて(国土交通省)
 (昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号)が発出され、設計変更の原則が明示された。

●設計変更に伴う契約変更の事務取扱要領(自治体別)

●国土交通省(建設省)の通知など

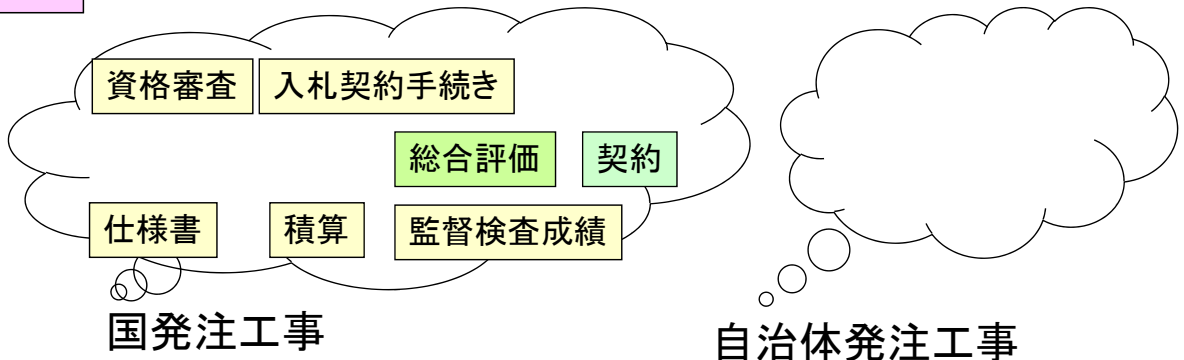
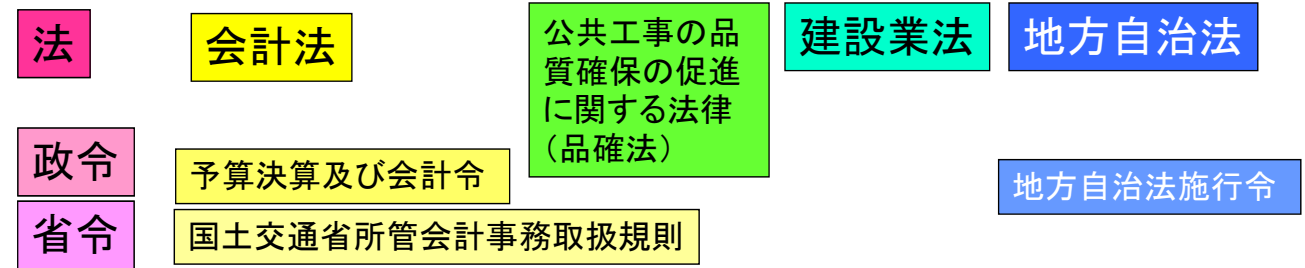
- ・昭和60年(最新;平成14年) 条件明示について
- ・平成16年 設計変更ガイドライン
- ・平成20年 工事一時中止に係るガイドライン
- ・平成21年 施工効率向上(受発注者のコミュニケーション円滑化)

主 施工条件明示の実際

土木工学研究所編

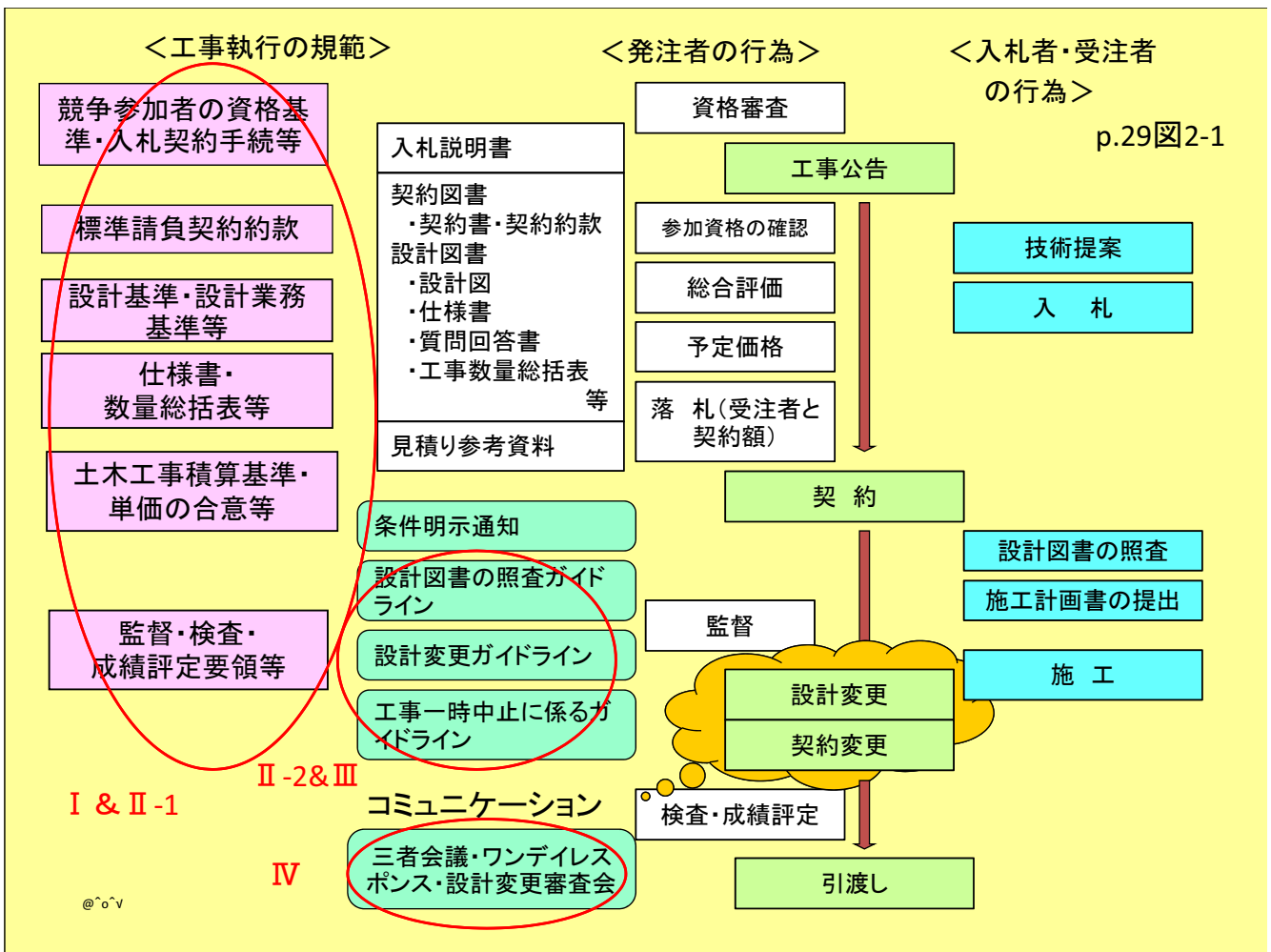


工事の規範～法令から通知の体系 (p.28)



@o^vアシダ

@o^vアシダ 11



契約図書と設計図書 (p35.&p.4参照)

契約図書: 契約書、(契約約款)及び設計図書 p.4
設計図書: 図面、仕様書、現場説明書、
現場説明に対する質問回答書
及び**工事数量総括表**

設計書は設計図書ではない。 p.35 2)
見積り参考資料は設計図書ではない。

「**設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。**」(共通仕様書第1編「1-1-14 設計図書の変更」) p.35 3)



協議、指示を書面で交わす

第2章2-1(6)ウ

設計図書の確認 (p.35&p40)

<設計図書の優先順位と不整合(土木工事共通仕様書(案)第1編1-1-1適用)>

●優先事項

契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この**共通仕様書に優先**する。

●設計図書間の不整合

特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、**受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。** . . . 契約書第18条第1項第1号

<受注者における設計図書の確認>

●入札前: 設計図書の疑問点について**質問し、回答書**を得る。

●落札後: 「**設計図書の照査**」(2-2(3)設計図書の照査ガイドライン参照)
「**三者会議**」等(4-3(2)三者会議参照)

契約自由の原則: 契約の当事者は、原則として自由な合意や約束によって、どんな内容の契約をどんな方法で締結するのかの自由を有する。

契約には往々にして意思表示の不明確さや不完全さがある。

建設工事に関する紛争は生じやすいものとなっている。

建設工事では受発注者の力関係から片務的(著しく請負人に不利な取扱い)ものになりがち。

中央建設業審議会が公正な立場から当事者間の具体的な権利義務の内容を定める標準請負契約約款を作成し、その実施を当事者に勧告する(建設業法第34条第2項)。

公共工事標準請負契約約款:

国の機関、地方公共団体、公団等の政府関係機関が発注する工事を対象とするのみならず、電力、ガス、鉄道、電気通信等の民間企業の工事についても用いることができるように作成されたもの。

最終改正: 平成22年版

* 国土交通省直轄工事の約款は若干異なる。

公共工事標準請負契約約款 (p.5&p39)

(総則)

受発注者の責務、設計図書、

自主施工の原則、書面主義

(主な条件変更関連の条文)

- ① **条件変更等**
- ② **設計図書の変更**
- ③ **工事の中止、工期の変更**
- ④ **請負代金額の変更等**
- ⑤ **賃金または物価の変動に基づく
請負代金額の変更**
- ⑥ **災害防止等臨機の措置**
- ⑦ **一般的損害**
- ⑧ **第三者に及ぼした損害等**
- ⑨ **天災その他不可抗力による損害**

(紛争処理)

第1条

第18条

第19条

**第20条、第21条、
第22条、第23条**

第24条、第30条

第25条

第26条

第27条

第28条

第29条

第52条、第53条

指定と任意 (p.58)

標準契約約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に**特別の定め(指定)**がある場合を除き、受注者がその責任において定める(**自主施工の原則**)。

- 「**指定**」とは、工事目的物を完成するにあたり、設計図書のとおり、施工を行わなければならないもの
- 「**任意**」とは、工事目的物を完成するにあたり、受注者の責任において自由に施工を行うことができるもの

「**指定**」の場合は指定された条件(図面や仕様)が変われば**設計変更の対象**であり、「**任意**」は**対象外** * 例外も有り

指定と任意 (p.60)

項目	指定	任意
標準契約約款第1条第3項	約款及び設計図書に特別の定めがある	特別の定めがある場合を除いて受注者がその責任において定める
設計図書	施工方法等について具体的に指定	施工方法等について具体的に指定しない
図面	設計図書としての図面	参考図としての図面
工事数量総括表(工事工種体系ツリー)	細別(レベル4)の項目を明示し、かつ、数量が単位を持って明示される	細別(レベル4)の項目が明示されない、若しくは、明示されても数量が「一式」計上される
特記仕様書(条件明示)	特別な定め(条件)の記述がある	特別な条件が記述されない、又は、定めを遵守した範囲内
仮設工	図面で明示、設置期間・仮設設計条件等を特記仕様で明示	図面、仕様に明示されている条件を遵守して受注者が定める
建設機械	低騒音・排出ガス対策型建設機械等が条件指定される場合	左記以外の機種、規格等は受注者の任意
施工効率	施工時間、範囲、交通規制等の条件	標準歩掛は指定ではない

(出典)国土交通省大臣官房技術調査課、総合政策局建設施工企画課監修:指定・任意の正しい運用についてp2、(財)日本建設情報総合センターより作成

●構造、規格、寸法、工法等を指定する方法: **指定仮設**

- ①河川堤防と同等の機能を有する仮締切
- ②一般交通に供する仮設構造物
- ③特許工法、特殊工法を指定する場合
- ④関係機関との協議により必要となった場合
- ⑤第三者に特に配慮を必要とする場合

●具体的に構造等を明示しない「指定」の方法;

・必要な**設計上の条件のみを明示**する方法

(例) 仮橋の桁下高、仮締切りの設計水位、仮排水路の断面と勾配、
工所用道路の設置位置と幅員、濁水処理施設の管理基準値、足場
の工事後の存置などを「指定」する方法

・この場合、示された条件を遵守した上で、具体的な仮設の構造等を
決定するのは受注者

●「**指定仮設**」は仮設の**図面が変更になれば設計変更**の対象

・具体的に構造等を明示せず、**条件のみが明示される場合**は、**条件が変更になっ
た場合にのみ設計変更**の対象になる。

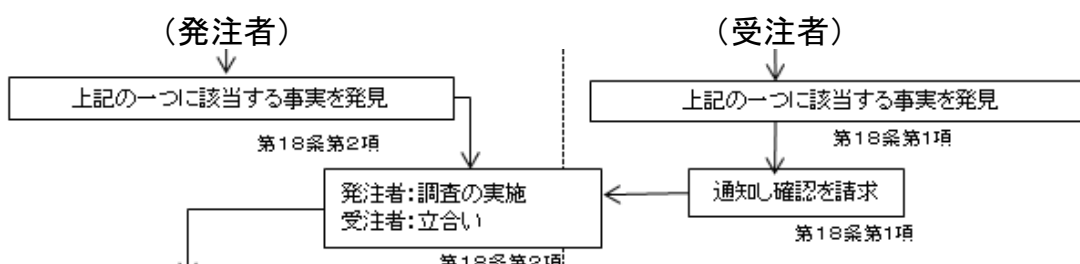
・目的物の**変更に伴い仮設も変更になる場合は、「任意仮設」も含めて設計変更**
の対象にしなければならない。

・「**任意仮設**」で条件に変更がない場合は、設計変更対象にはならないが、受注者
による**施工計画書等の修正、提出は必要**である。

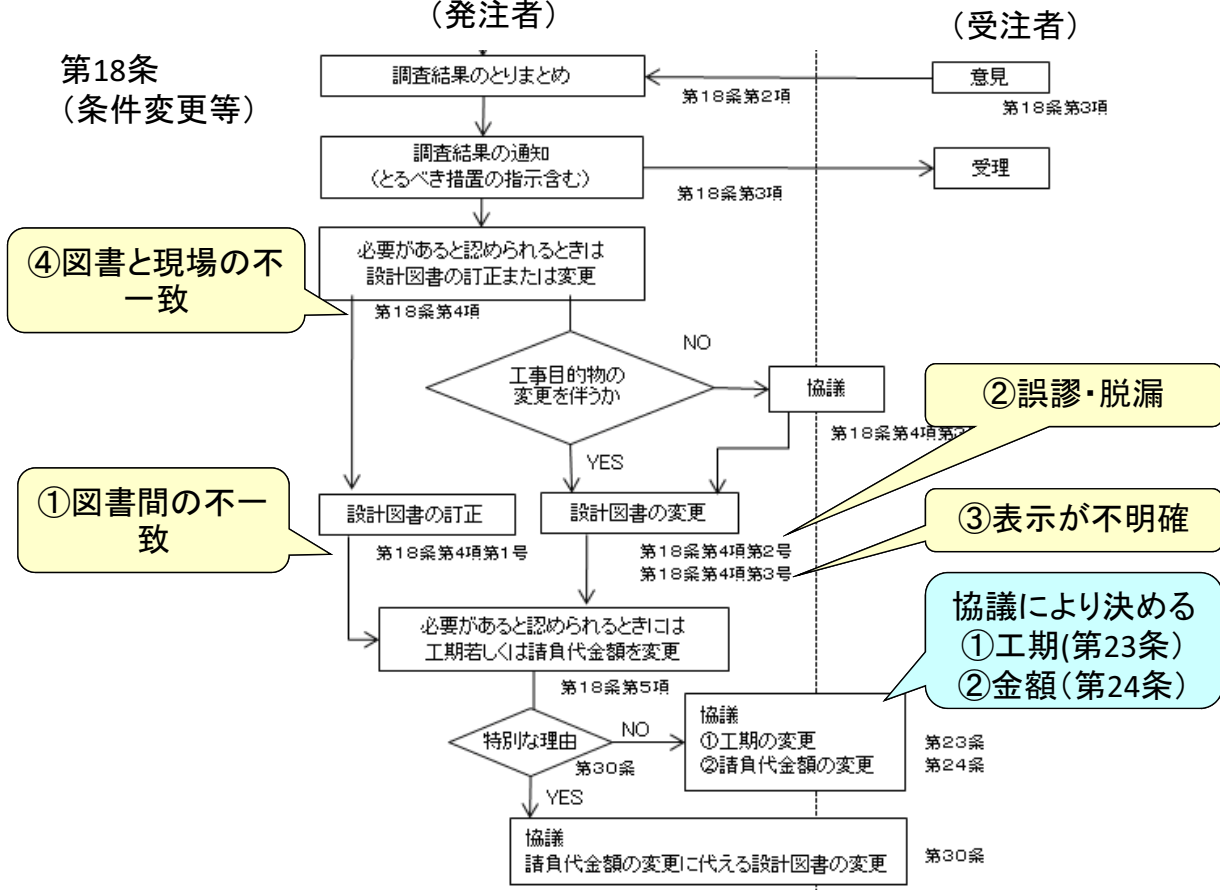
条件変更等

第18条(条件変更等)

- ① 図面,仕様書,現場説明書及び現場説明に対する質問
回答書が一致しないこと
- ② 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと
- ④ 工事現場の形状,地質,湧水等の状態,施工上の制約等設
計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の
工事現場が一致しないこと
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期する
ことのできない特別な状態が生じたこと



条件変更等の手続き (p.6)



@o^vアシダ

紛争処理条項 (p.16)

第52条 (あっせん又は調停)

(A) この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、契約書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

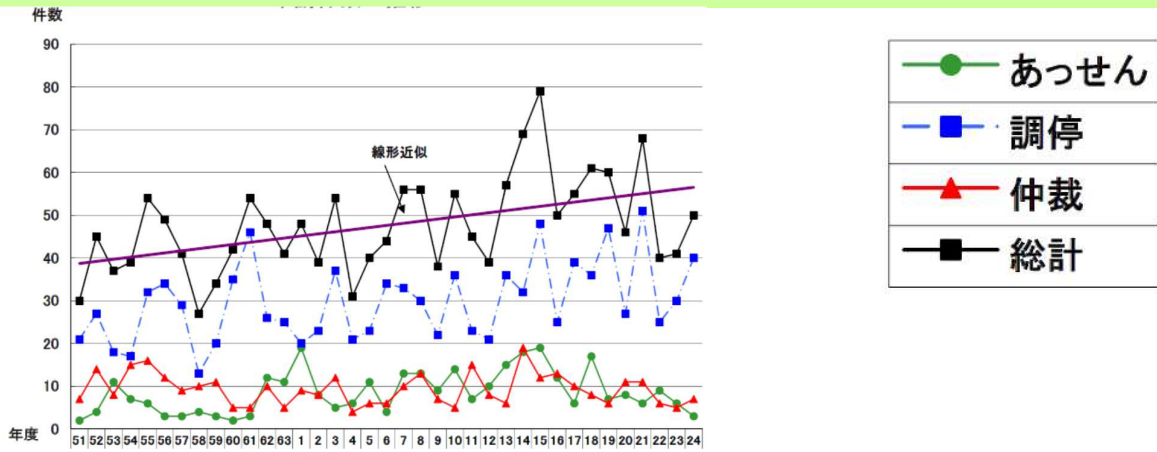
(B) (略: 契約書に調停人を記載しない場合)

* 国交省は「建設工事紛争審査会による」としている。

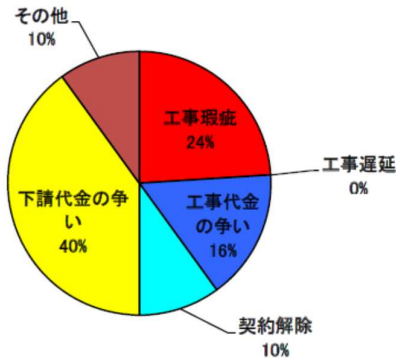
第53条 (仲裁)

- ・**あっせん**は、相対立する当事者に話し合いの機会を与え、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相互の誤解を解くなどして、紛争を終結(和解)に導こうとする制度
- ・**調停**は、相対立する当事者に話し合いの機会を与え、紛争解決のための努力を行って頂き、場合によっては調停案を示して、その受諾を勧告することにより紛争を解決しようとする制度
- ・**仲裁**は、あっせんや調停と異なり、和解による解決ではなく、第三者に裁判所の判決に代わる「仲裁判断」を下してもらおう制度

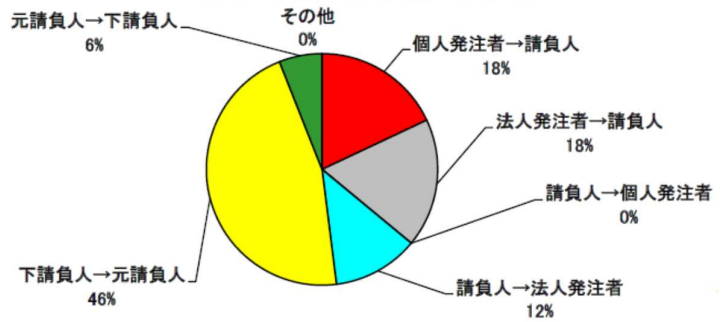
@o^vアシダ



平成24年度紛争類型別内訳



平成24年度当事者類型別内訳



(出典)建設工事紛争取扱状況について(平成24年度),中央建設工事紛争審査会,平成25年7月12日

@vアスタ

監督の技術的基準:土木工事監督技術基準(案)(昭和54年2月26日、建設省技調発第94号、平成15年3月31日最終改正、国官技第345号)

監督の業務項目: ①契約関係、 ②現場確認、
③調整関係、 ④その他

標準契約約款第9条(監督[職員])

第2項(監督員の権限)

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

第4項 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

第5項 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

協議・指示・承諾関連 (p.270)

○**指示**とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

○**承諾**とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または請負者が書面により同意することをいう。

○**協議**とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

○**提出**とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

○提示○報告○通知○連絡○確認○立会 (p.270 参照)

<以上の出典: 土木工事共通仕様書(案)第1編1-1-2 用語の定義>

設計変更に伴う契約変更の取り扱いについて(国土交通省通達)

(契約変更の範囲)

3. **設計表示単位に満たない**設計変更は、**契約変更の対象としないものとする。**
4. **一式工事**については、請負者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を**明示したものに**つき、**当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか**、原則として、**契約変更の対象としないものとする。**
5. 変更見込金額が**請負代金額の30%をこえる工事**は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、**別途の契約**とするものとする。

(土木工事に係る設計変更の手続き)

6. 土木工事に係る設計変更は、その必要が生じた都度、**総括監督員**がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が**予算の範囲内**であることを確認したうえ、**文書**により、**主任監督員を通じて行なうものとする。**ただし、変更の内容が極めて軽微なものは、主任監督員が行なうことができるものとする。
7. 前項の場合において、当該設計変更の内容が次の各号の一に該当するものであるときは、あらかじめ、**契約担当官等の承認**を受けものとする。
 - 一 変更見込金額が請負代金額の**20%又は4,000万円をこえるもの**
 - 二 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

(設計変更に伴う契約変更の手続)

9.設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行なうものとする。ただし、**軽微な設計変更に伴うもの**は、工期の末(国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末)に行なうことをもって足りるものとする。

●**軽微な設計変更**に該当しない場合

ア 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

イ 新工種に係るもの又は、単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み金額又はこれらの変更見込み金額の合計額が請負代金額の20%(概算数量発注に係るものについては25%)を超えるもの

表-2-7 運用ガイドライン等作成状況 (p.59)

●**条件明示**

□条件明示について(H14.3.28付け国官技第369号) (資料編4. 参照)

□土木工事条件明示の手引き(案), 北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会, H24.2 (資料編5. 参照)

●**設計図書の照査**

□設計図書の照査ガイドライン及び設計図書の照査要領6工種,
中部, H17.3 (資料編7. 参照)

●**設計変更**

□工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版),
関東, H23.11 (資料編6. 参照)

□設計変更ガイドライン<国土交通省版>の解説と請負者の役割,
社団法人 日本土木工業協会 積算・資材委員会, H22.3

●**工事一時中止**

□工事一時中止に係るガイドライン(案), 本省, H20.3 (資料編8. 参照)

条件明示について(平成14年3月通知) p.37枠

1. 目的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

3. 明示項目及び明示事項(案) (第3章 3-1参照)

4. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、**設計図書の中で明示**するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5. その他

(1) 明示されない施工条件、明示事項が**不明確な施工条件についても**、契約書の関連する条項に基づき**発注者と受注者が協議できる**ものであること。

(2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、**文書化**すること。

(3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の**仮設については、施工者の創意工夫を損なわない**よう表現上留意すること。

条件明示 (p.78)

条件明示事項～条件明示について(平成14年3月28日、国官技第369号)より

工程関係

用地関係

公害関係

安全対策関係

工事用道路関係

仮設備関係

建設副産物関係

工事支障物件関係

薬液注入関係

その他

p.78～p83 枠囲み参照

土木工事は、不確定要素が多く、明示された施工条件について契約当初に明確にできないことや工事の実施期間中に起こるべき、すべての事柄を明示できない制約がある。

事前に調査をし、諸対策を講じてもなお避けることのできない事柄が発生した場合においては、契約約款の関連する条項に基づいて、発注者・受注者協議を実施し、適切な解決策を共同してつくり出すことが、きわめて重要である。

条件明示の例

(p.78)

条件明示事項～条件明示について(平成14年3月28日、国官技第369号)より

明示項目	明示事項
工程関係	<p>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</p> <p>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。</p> <p>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。</p> <p>5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。</p> <p>6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。</p> <p>7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。</p>
用地関係	<p>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</p> <p>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</p>
公害関係	<p>1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</p> <p>4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。</p>

o^o^oアシダ

51

土木工事条件明示の手引き

(p.84)

●土木工事条件明示の手引き(案),
北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会, H24.2

<特徴>

- 発注者と受注者が実際の発注案件で活用することを考慮して、**チェックリスト形式**になっている。
- チェックリストに併せて、**具体的な記載事例**を示している。
- チェックリストが**電子データ(EXCEL)**で作成されている。

第5章資料編 5.土木工事条件明示の手引き(案)によるチェックリスト記載例 参照

2.工程関係

(例)

各項目の○付数字には、条件明示のポイントを記載した。

明 示 事 項					特記該当項目
1	影響を受ける他の工事	対象 有	対象 無		
	① 先に発注された工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	② 後から発注される予定の工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	③ その他、関連して当該工事の工程が影響を受ける他の工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	他工事の名称	その発注者	影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける時間
	影響を受ける工事内容	具体的制約内容			備考
2	自然的・社会的条件で制約を受ける施工の内容、時期、時間及び工法等	対象 有	対象 無		
	① 交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生ずるか、 (観光シーズン期の施工中止や、交通渋滞等を回避するための夜間施工等の検討)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	② 出水期や積雪・融雪期において、施工を中止する又は休止する必要があるか、 (河道内の出水期での施工や、雪崩の恐れのある区域の施工は要検討)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	③ 漁期や農業・用排水の使用時期、また地場産業の影響により、施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	④ 自然環境の保全に關しての制約の有無を明示する。 (猛禽類等の保護動植物の生息する可能性のある地域での施工制約)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	自然的・社会的要因	施工内容	施工箇所	施工時期	施工時間
	施工方法	具体的制約内容			備考
3	関係機関等との協議に未成立のものがある場合の制約等	対象 有	対象 無		
	① 協議の成立時期が具体的に見込める場合は、「現在、協議中であることと、成立見込みの時期およびその制約される内容等」を明示する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	② 協議の結果、工程等に制約を受けることが予想される場合は、あらかじめその協議内容および制約される内容等について明示する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	③ 協議の必要性はあるが、未実施である場合は関係機関、内容、協議実施予定者(発注者/受注者)を明示する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	関係機関等	制約内容	協議内容	成立見込時期	備考

設計変更ガイドライン(2011)～変更が可能なケース (p.89)

国土交通省関東地方建設局:工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)
I 設計変更ガイドライン, 2011.11

<設計変更が可能なケース>

- ① 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**(ただし、所定の手続きが必要)
- ② 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責めによらず、工事着手出来ない場合**
- ③ **所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの**(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
- ④ 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合

<設計変更・先行指示にあたっての留意点>

- ① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- ② 当該事業(工事)での**変更の必要性を明確**にする。(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
- ③ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

33

設計変更ガイドライン(2011)～条件変更事例 (p.89)

表-3-4 条件変更(標準契約約款第18条)に関する事例

1. 設計図書に**誤謬又は脱漏**がある場合(第18条第1項二)

- ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員についての条件明示がない場合

2. 設計図書の**表示が明確でない**場合(第18条第1項三)

- ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

3. 設計図書に示された自然的又は人為的な**施工条件と実際の工事現場が一致しない**場合の手続き(第18条第1項四)

- ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- エ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

34

国土交通省関東地方建設局:工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)
I 設計変更ガイドライン, 2011.11

＜設計変更が不可能なケース＞

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず **受注者が独自に判断して施工**を実施した場合
- ② 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施**した場合
- ③ **「承諾」で施工**した場合
- ④ 工事請負契約書・土木工事共通仕様書(案)に定められている**所定の手続きを経ていない場合**(契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-13～1-1-15等)
- ⑤ **正式な書面によらない事項**(口頭のみ)の指示・協議等)の場合

＜設計変更・先行指示にあたっての留意点＞

- ①、②、③の項目は、**発注者が設計図書を変更した後に設計変更の対象になる**ものであること指摘
- ④は標準契約約款第18条～第24条、並びに「**共通仕様書**(全国版)」の「1-1-13(工事の一時中止)」、「1-1-14(設計図書の変更)」、「1-1-15(工期変更)」に定められた手続きに従っていない場合は設計変更できないことを指摘

35

@o~v

表-3-7 設計図書の照査の範囲を超えるもの＜設計変更可能なケース＞(1/2)

1. 現地測量の結果、**横断図**を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う**横断図**の再作成が必要となるもの
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う**横断図**の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる
3. 現地測量の結果、**排水路計画**を新たに作成する必要があるもの。又は**土工の縦横断計画の見直し**が必要となるもの
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり**構造計算の再計算**が必要となるもの
5. 構造物の載荷高さが変更となり、**構造計算の再計算**が必要となるもの
6. 現地測量の結果、**構造物のタイプ**が変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う)
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の**構造計算の再計算**及び**図面作成**が必要となるもの

36

表-3-7 設計図書の照査の範囲を超えるもの<設計変更可能なケース>(2/2)

8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の**構造計算及び図面作成**
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の**構造計算及び図面作成**(照査要領で示す場合を除く)
10. 「設計要領」・「各種示方書」等との**対比設計**
11. 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の**応力計算を伴う照査**
12. **設計根拠まで遡る見直し**、必要とする工費の算出
13. **舗装修繕工事**の縦横断設計(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、**設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書第10編道路編「14-4-3路面切削工」「14-4-5切削オーバーレイ工」「14-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる**)

(注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

1) **設計照査**に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、**これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。**

2) **設計変更**に必要な資料作成

「工事請負契約書」第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「工事請負契約書」第18条第4項に基づき**発注者が行うもの**であるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ **書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。**

会計検査

検査院の業務

憲法第九十条

国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

第二十条 会計検査院は、[日本国憲法第九十条](#)の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。

○2 会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。

○3 会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

第二十一条 会計検査院は、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

39

監査

地方自治法

第百九十九条

○1 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

○2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

○3 監査委員は、第一項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかにかんじ、特に、意を用いなければならない。

* ? 16項を含まない理由? 合規性が欠如?

第2条

○14 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる

○15 その組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図る

○16 法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

40

会計検査の観点

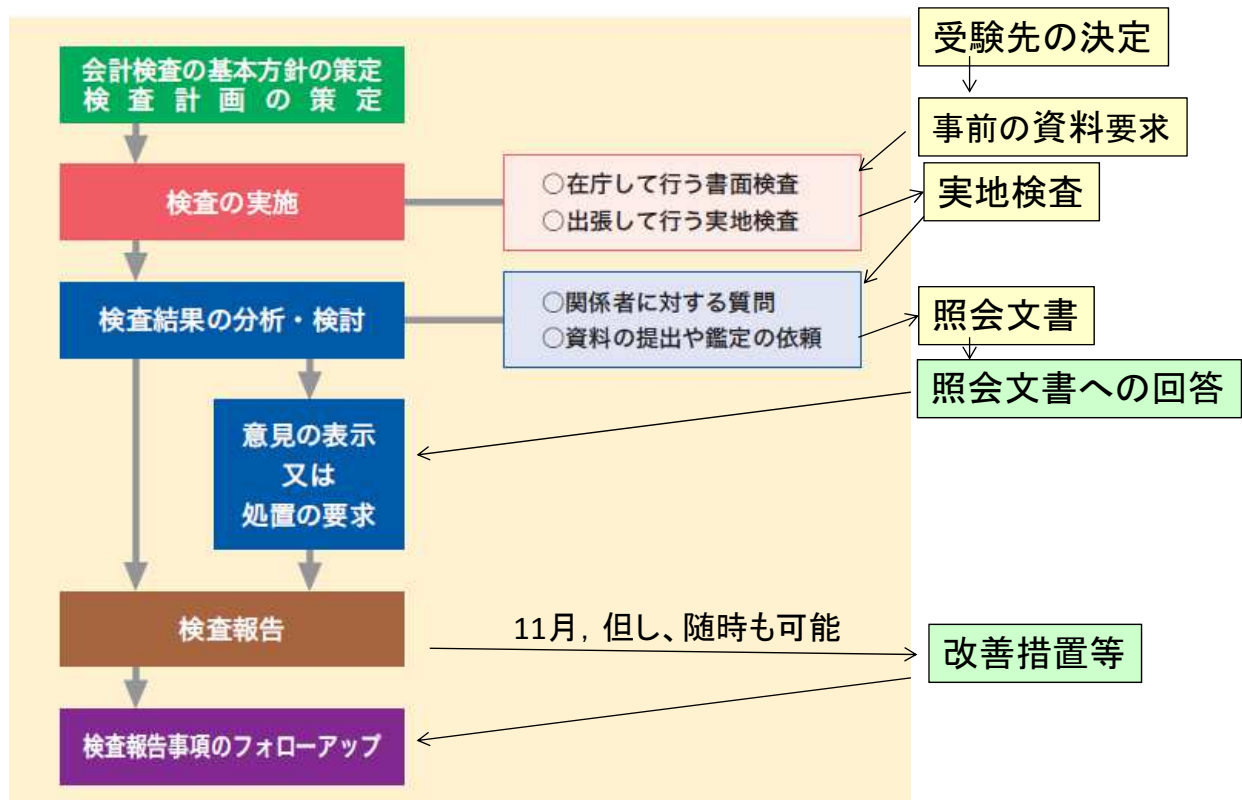
- ①「正確性」 決算の表示が予算執行など財務の状況を正確に表示しているか
- ②「合規性」 会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているか
- ③「経済性」 事務・事業の遂行、それから予算の執行がより少ない費用で実施できないか
- ④「効率性」 業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか
- ⑤「有効性」 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が初期の目標を達成しているか、また効果を上げているか

これらは諸外国の会計検査でも共通の観点。
特に「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点は、それぞれ英語の頭文字がEで始まるので、3E検査と呼ばれている。

出典: 会計検査院平成26年版p14, 会計検査院より作成

41

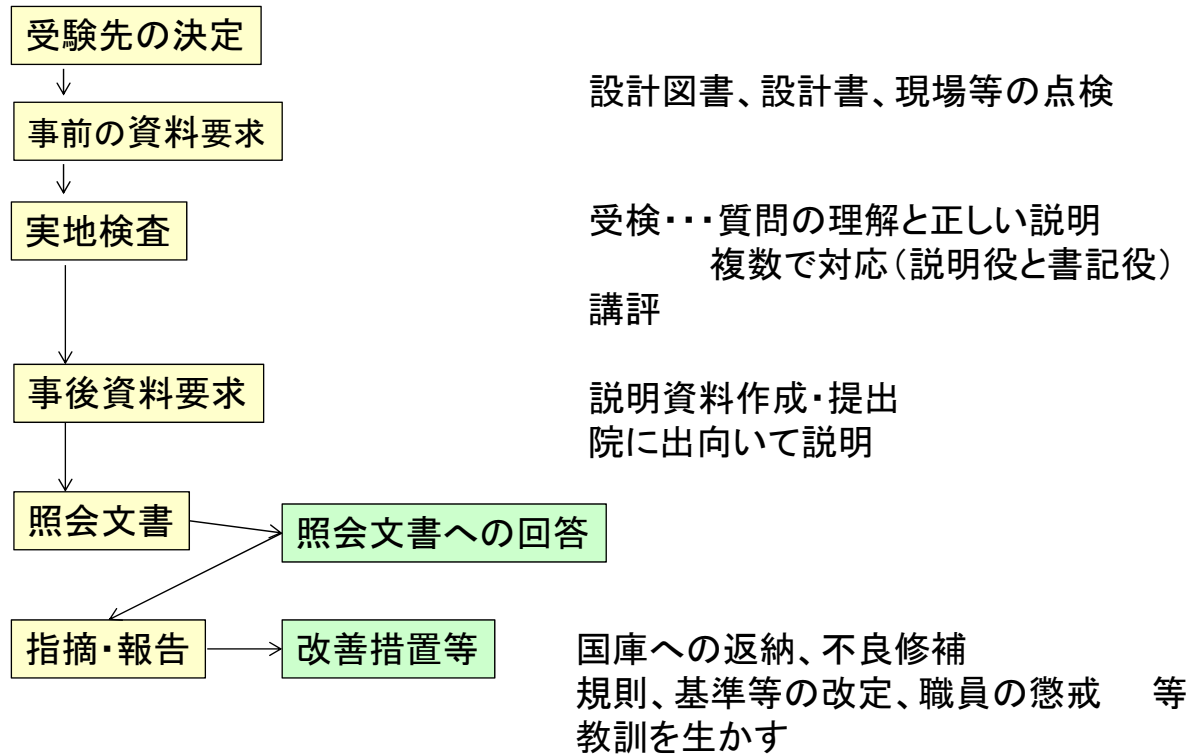
会計検査院の1年



出典: 会計検査院平成26年版p17, 会計検査院より作成

42

会計検査～受検側の対応



@o^vアシダ

43

会計検査の指摘事例

会計検査院
 Board of Audit of Japan
 本文へ | サイトマップ | English
 サイト内検索 Google®カスタム検索 検索
 文字のサイズ変更ボタン 標準 大 特大

ホーム 会計検査院について 会計検査に関する活動 検査結果 外部との交流活動 調達情報 情報公開・公文書管理・個人情報保護 公表資料

はじめての方へ
 会計検査とは?
 検査報告とは?
 よくある質問
 このサイトのご利用に当たって
 アクセシビリティについて
 サイトマップ
 さいごのページ

会計検査院は、国の収入支出の決算、政府関係機関・独立行政法人等の会計、国が補助金等の財政援助を与えているものの会計などの検査を行う憲法上の独立した機関です。

最新の検査報告
 国会及び内閣に対する報告(臨時報告)
 注目情報

検査報告データベース(過去の検査報告)
 国会からの検査要請事項に関する報告

会計検査院について
 会計検査に関する活動
 検査結果
 外部との交流活動
 調達情報
 情報公開・公文書管理・個人情報保護
 公表資料

会計検査院検査報告データベース
 Board of Audit of Japan
 トップ 年度選択 全文検索 随時報告 検査要請

年度選択へ
 指定された年度の目次により、本文を閲覧できます

全文検索へ
 入力されたキーワードにより、本文を検索できます

このデータベースは、原則として検査報告のとおり掲載していますが、表記方法等を一部変更している場合があります。
 検査報告データベースをご利用いただきありがとうございます。
 当データベースでは昭和22年度から平成24年度までの検査報告が検索できます。



44

担い手確保三法 ～平成26年5月29日改正法成立

- 1.公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)・・・議員立法
- 2.公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)
- 3.建設業法

背景

- 離職者の増加、現場の担い手不足、若年入職者減少
- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 地域の維持管理体制への懸念 ○発注者のマンパワー不足

法改正の目的

- 公共工事の品質確保と担い手の確保のための入札契約制度改革
→ 品確法改正 → 基本方針、運用指針
- 担い手確保のための制度・施策強化
- 透明性・公正性、適正な競争性の確保、
な施工確保の徹底 } → 建設業法改正
入契法改正

(出典: 当面講ずべき施策のとりまとめ概要, 中建審基本問題小委員会, 2014.1.12他より作成)

@o^v^アシダ

1.公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)

改正のポイント

○目的(第1条)

・公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その**担い手の中長期的な育成及び確保の促進**その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、**現在及び将来の**公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

○基本理念(第3条追加)

- ③**施工技術**の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
- ④多様な**入札契約**の方法から適切な方法を選択
- ⑥適切な**点検・診断・維持・修繕**等の実施
- ⑦災害対応を含む地域の**公共工事の担い手の確保**への配慮
- ⑧公共工事の**適正な施工**が通常見込まれない契約の防止
- ⑨下請け契約を含む**請負契約の適正化**と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の**労働環境改善**
- ⑩業務の内容に応じた技術者能力の資格等による評価と活用等による**調査設計(点検・診断を含む)の品質確保** → 第24条を新設

(出典: 品確法の一部を改正する法律, 2014.6.4官報他より作成)

1.公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)

○発注者の責務(第7条追加)

- ・公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための**適正な利潤を確保**することができるよう、**適切に作成された仕様書及び設計書**に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を**的確に反映した積算**を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- ・不調、不落の場合等における見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。
- ・公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
- ・計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。
- ・設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に**設計図書の変更**及びこれに伴い必要となる**請負代金の額又は工期の変更**を行うこと。
- ・必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

(出典:品確法の一部を改正する法律, 2014.6.4官報他より作成)

@^o^v

1.公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)

○多様な入札及び契約の方法等(第3章)

- 発注者は、多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択(第14条)
- ・競争参加者の技術提案(第15条)
- 段階的選抜方式**(第16条) → 技術的能力評価による選抜
- ・技術提案の改善(第17条)
- 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式**(第18条)
 - ・発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、**技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉**を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、**技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。**
 - ・発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- ・高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の**予定価格**(第19条)
- 地域における社会資本の維持管理に資する方式**(第20条)
 - 一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
 - 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
 - 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業者が競争に参加することができることとする方式

(出典:品確法の一部を改正する法律, 2014.6.4官報他より作成)

2.公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)

3.建設業法

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

■ ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】

■ 公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】

■ 建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】

- 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
- 談合の防止

- 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

■ 建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】

■ 施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大(下請金額による下限を撤廃)【入契法】

■ 建設業許可に係る暴力団排除条項を整備するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】

※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

- 解体工事について、事故を 방지、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置

- 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止

- 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底